

○農林水産省告示第九百八十八号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の第二の二の項の規定に基づき、平成二十三年三月七日農林水産省告示第五百四十二号（植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物）の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和七年六月二十三日

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

農林水産大臣 小泉進次郎

改 正 後			改 正 前		
一 (略)	二 植物防疫法施行規則別表一の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物は、次の表の一の項に掲げる有害植物（同表の二の項に掲げる有害植物を除く。）とする。	一 (略)	一 (略)	二 植物防疫法施行規則別表一の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物は、次の表の一の項に掲げる有害植物（同表の二の項に掲げる有害植物を除く。）とする。	一 (略)
二 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていない有害植物から除かれる有害植物		一 (略)	二 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていない有害植物から除かれる有害植物		一 (略)
(一)・(二) (略)	(略)	(略)	(一)・(二) (略)	(略)	(略)
(三) ウイルス (ウィロイドを含む。)	(略)	Grapevine leafroll-associated virus 3 (ブドウ葉巻随伴ウイルス3) Grapevine red globe virus (ブドウレッドグローブウイルス) Grapevine rupestris stem piling-associated virus (ブドウステムピッティング随伴ウイルス)	(三) ウイルス (ウィロイドを含む。)	(略)	Grapevine leafroll-associated virus 3 (ブドウ葉巻随伴ウイルス3) (新設) Grapevine rupestris stem piling-associated virus (ブドウステムピッティング随伴ウイルス)

	Grapevine rupestris vein feathering virus <i>Grapevine Syrah virus 1</i> (略) <i>Citrus exocortis viroid</i> (カンキツエクソコーティスウイロイド) <i>Hop stunt viroid</i> (ホップわい化ウイロイド) (略)
	(新設) (新設) (略) <i>Citrus exocortis viroid</i> (カンキツエクソコーティスウイロイド) (新設) (略)